

西京区総合庁舎整備事業に係る配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見等

令和2年3月9日に開催した京都市環境影響評価審査会での意見及び意見を踏まえた答申案を下表に取りまとめた。

環境要素等	第7回審査会での主な意見	答申案
全般的事項	環境要素 (特になし)	
	複数案 (特になし)	
	その他 ○ 周辺の歩道が狭いため、安全面から、歩道の整備も含めて検討いただきたい。 ○ 一期から二期までかなり時期が離れているが、二期で改めて配慮書手続を実施するわけではないのか。 ○ 令和20年時点では、温暖化の目標は非常に高い時期であるがどう整合するのか。	(騒音・振動の欄にまとめて記載) ○ 事業が長期間にわたるため、事業の実施に当たっては社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて環境配慮方針及び内容の見直しを行うこと。
	 (特になし)	○ 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。
騒音・振動	○ 二期工事後の来庁者用の駐車場はどう確保されるのか。 ○ (駐車場の有無により) 車による騒音等の影響は変わってくる。	○ 来庁者用駐車場の整備の有無によって、車両による騒音・振動等の影響を受けるおそれがあるため、周辺環境への影響に配慮すること。また、歩行者等への安全対策等についても検討すること。